

平成 15年 12月期 中間決算短信（非連結）

平成 15年 9月 18日

上場会社名 株式会社メディビック

上場取引所 東証マザーズ

コード番号 2369

本社所在都道府県 東京都

(URL <http://www.medibic.com>)

代表者 役職名 代表取締役社長

氏名 橋本康弘

問合せ先責任者 役職名 執行役員管理本部本部長

氏名 太田雅敏

TEL (03) 5510 - 2407

中間決算取締役会開催日 平成 15年 7月 11日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成 - 年 - 月 - 日

単元株制度採用の有無 無

1. 15年6月中間期の業績（平成15年1月1日～平成15年6月30日）

(1) 経営成績

(百万円未満切捨)

	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
15年6月中間期	246	-	37	-	40	-
14年6月中間期	-	-	-	-	-	-
14年12月期	112	-	94	-	84	-

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益		潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭	円	銭
15年6月中間期	40	-	1,560	8	-	-
14年6月中間期	-	-	-	-	-	-
14年12月期	87	-	10,914	92	-	-

(注) 持分法投資損益 15年6月中間期 - 百万円 14年6月中間期 - 百万円 14年12月期 - 百万円
 期中平均株式数 15年6月中間期 25,664 株 14年6月中間期 - 株 14年12月期 8,062 株
 会計処理の方法の変更 無
 売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率
 平成14年6月中間期につきましては、中間決算を行っていないため、記載を省略しております。

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金		1株当たり 年間配当金	
	円	銭	円	銭
15年6月中間期	-	-	-	-
14年6月中間期	-	-	-	-
14年12月期	-	-	-	-

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
15年6月中間期	389	359	92.3	12,597 60
14年6月中間期	-	-	-	-
14年12月期	355	295	83.1	36,622 81

(注) 期末発行済株式数 15年6月中間期 28,572 株 14年6月中間期 8,062 株 14年12月期 8,062 株
 期末自己株式数 15年6月中間期 - 株 14年6月中間期 - 株 14年12月期 - 株

(4) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
15年6月中間期	65	43	24	252
14年6月中間期	-	-	-	-
14年12月期	119	74	-	206

2. 15年12月期の業績予想（平成15年1月1日～平成15年12月31日）

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期末	通期
	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭
通期	546	10	9	-	-

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 310円 80銭

上記の予想は、現時点において、入手可能な情報及び将来の業績に与える不確定要因に関する仮定を前提としております。実際の業績は、今後様々な要因により上記の予想とは異なる可能性があります。なお、上記業績予想に関する事項は添付書類の3ページをご参照ください。

1. 企業集団の状況

当社は、関係会社がないため、記載すべき該当事項はありません。

2. 経営方針

(1) 経営の基本方針

当社は設立以来一貫して、顧客ニーズに基づく事業展開を目指しております。具体的には、設立初年度よりコンサルティング事業を開始し、最先端の研究開発動向と顧客ニーズを把握することによって、高品位のサービスを提供することに努めてまいりました。またコンサルティング事業を通じて蓄積された情報をもとに、平成14年12月期からインフォマティクス事業に進出いたしました。これは、非臨床開発以降の新薬開発ステージを対象とした、遺伝子情報と臨床情報の相関解析におけるソリューションを提供するための基盤プラットフォームを中心とした情報処理システム開発や、遺伝子データや臨床データの管理・解析受託を行う事業です。

近年の遺伝子研究は、ヒトゲノムの解読（平成15年4月に完了）から生命現象の解明に向けて日々劇的に進化しております。当社は、常に最先端の情報・ニーズを把握することにより、顧客企業の新薬研究開発の効率化に貢献するとともに、ゲノム創薬に基づく新薬研究開発に貢献する方針であります。

(2) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、創業間もないこともあり、利益配当は実施しておりません。当面は、累積損失を一掃して配当可能利益を計上することによって内部留保に重点を置く方針であります。今後は、業績及び財政状態を勘案しつつ利益配当の早期実施を目指す方針であります。

(3) 目標とする経営指標

既存事業の基盤拡大によって売上高の継続的な成長を維持し、黒字体質を確立する方針です。また同時に、共同研究開発先、外注先等との提携関係によって財務リスクを回避する方針であります。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

中長期的には、既存事業において蓄積される技術を基礎として、当社自ら、ゲノム創薬に基づく新薬の共同開発を行う戦略です。ゲノム創薬には、遺伝子と疾患の相関関係を分析することにより疾患関連遺伝子を特定して創薬に結びつける手法と、既存の薬等を投与した時に現れる臨床情報の違いと遺伝子情報の違いを分析することによって新薬開発に結びつける手法があります。このうち、当社の既存技術を基礎として展開を計画しているのは、後者の手法であります。既存事業の収益基盤を確立するとともに、新規事業への進出を積極的に行っていく方針であります。

(5) 対処すべき課題

欧米からの情報収集の強化

当社ではこれまで、欧米企業との業務提携、欧米在住の顧問の採用及び欧米のゲノム創薬研究者やバイオインフォマティクス技術者との交流や情報交換会を通じて、日本より数年進歩している欧米におけるゲノム創薬をはじめとした先端医療及びin silico技術情報を収集し、コンサルティング事業やインフ

オマティクス事業に活用しております。これは、技術革新の激しいバイオ産業において常に最先端を目指すことによって、日本における指導的なポジションを確保するとともに、新薬研究開発の効率化に貢献し、医療の発展に貢献することを目的とするものであります。今後は、このような情報収集力を強化するため、米国に子会社を設立する方針であります。

遺伝子解析システムの研究開発

当社では、遺伝子研究の進展に伴い急増するデータの解析や、遺伝子解析データの標準化を考慮に入れて、基盤プラットフォームを開発しておりますが、システムの容量やデータ解析技術の点で、まだまだ改良の余地があります。そのため、高度なIT技術を持つ提携先や大学等の研究機関との共同研究、欧米のバイオインフォマティクス専門家や各種研究者の採用によって、解析技術の改良を行い、既存製品のバージョンアップ、新規製品の研究開発推進及び解析技術の向上を目指す方針であります。

事業基盤の拡大

ベンチャー企業は、その身軽さゆえに、需要の小さな新薬開発が可能であります。そのため、大手製薬会社が参入し得ない特定の疾患に関する創薬市場への参入が可能であり、また、データの管理・解析受託業務等、特定のアウトソーシング・ニーズに応えるためのマーケットへの参入も可能であります。

当社はベンチャー企業として、このような特定のニーズに特化しながら自社独自のノウハウを蓄積していく方針ですが、今後、ゲノム創薬分野の急速な技術進歩と需要の拡大に合わせて、さらに専門性の高い研究者、医療あるいは新薬研究開発の経験者等を確保していく必要があります。また、in silico手法の技術革新にあわせて、バイオインフォマティクス技術を有するシステムコンサルタントを確保し、医療、製薬、生物学等専門家との共同開発が可能となる協調関係を確立し、推進していく方針であります。

(6) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、およびその施策の実施状況

当社は、戦略的かつ迅速な経営意思決定を行い、株主の皆様へ利益を還元しつつ遵法経営を行う方針で、以下のように、コーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

取締役会の開催

当中間期において、取締役及び監査役は増員され、取締役6名（うち、社外取締役3名）および監査役3名（すべて社外監査役）となりました。取締役および監査役全員の出席によって月1回以上取締役会を開催し、経営に関する重要な意思決定を行っております。

監査役制度の採用

監査役は1名から2名増員され3名（うち1人は常勤監査役）となりました。定期的に監査役会を開催し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。なお会計監査人である中央青山監査法人及び内部監査担当者との連携には、常に留意しております。

(7) 関連当事者との取引

関連当事者と取引を行う場合には、提供を受けるサービスの質と取引価格の合理性を適正に評価して意思決定し、その内容を株主等関係者の皆様へ明確に開示する方針であります。

3. 経営成績及び財政状態

(1) 経営成績

当中間期の概況（自平成15年1月1日 至平成15年6月30日）

当中間会計期間における日本経済は、日経平均株価の上昇をはじめとして、一部に回復の兆しが見られたものの、依然として厳しい状況が続きました。その中で、当社の主要市場である製薬業界においても、経済成長の低迷に対する実践的な対策として組織改革をはじめとした企業スリム化・効率化政策が目立つ状況にあります。しかし、研究開発投資には着実な成長計画を示しており、研究開発能力が製薬企業の将来を決定するという経営判断が浮き彫りになってきております。一方、アカデミック研究領域においては、国立大学及び公立の研究機関が独立法人化への移行時期を迎えつつあります。収益性及び採算性を考慮した研究の実施が求められるようになり、産業化に直結可能な技術を優先したトランスレーショナルリサーチに焦点を当てた研究資金運営が行われております。

また、今年4月にヒューマン・サイエンス振興財団の主催による「ゲノム医療シンポジウム 2003」が開催され、米国食品医薬品局(FDA)及び厚生労働省からの出席者を交えて、国内で初めて、製薬業界及びアカデミック研究領域で実施されているゲノム医療研究の問題点が議論されました。このシンポジウムによって、国内におけるゲノム創薬については医薬品としての承認を見据えた研究開発に対する重要性及び緊急性が、さらに広く認識されることとなりました。

このような状況の下、当社は、コンサルティング領域の拡大努力や昨年度から続く基盤プラットフォーム開発努力の成果として、事業基盤を着実に拡大することができました。

コンサルティング事業においては、細胞治療技術の開発支援コンサルテーション等先端医療技術分野の案件を獲得する一方、外資系大手企業数社との契約を獲得し、顧客層を海外に拡大することができました。インフォマティクス事業においては、昨年に開発が完了した基盤プラットフォームの検収が完了した他、遺伝子解析業務の新規受託等、当社が得意とする遺伝子関連研究におけるシステム構築と解析業務において、大きな売上を達成することができました。その他事業においては、in silico技術に関するレポートを5月に発行いたしました。この出版事業は、高い利潤や収益を目標とするものではありませんが、当社の専門領域を積極的に市場にアピールする活動として今後も継続していく予定です。

以上の結果、当中間会計期間の売上高246,074千円、営業利益37,845千円、経常利益40,328千円、中間純利益40,038千円となりました。

通期の見通し（自平成15年1月1日 至平成15年12月31日）

景気の動向は、一部に回復の兆しが見られるものの、国内製薬市場は、薬価切り下げと研究開発経費の高騰により、依然厳しい市場競争が継続するものと思われれます。アカデミック市場は、比較的潤沢な研究資金が期待できる反面、独立法人化への動きは、確実な研究成果の獲得が強く望まれています。

当社では、このような状況のもと積極的な営業展開を行い、事業基盤のさらなる拡充に向けて推進する方針であり、当事業年度通期で売上高546百万円（前期比388.1%増）を計画しております。また利益の計画値に関しては、下半期における株式公開関連費用負担、人員増加による費用増加等を考慮し、経常利益10百万円（前事業年度は経常損失84百万円）、当期純利益9百万円（前事業年度は当期純損失87百万円）を計画しております。

(注) 本業績予想は、現時点で入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、潜在的なリスクや不確実性が含まれております。そのため、様々な要因の変化により、実際の業績は本業績予想と大きく異なる可能性があることをご承知おきください。

(2) 財政状態

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、インフォマティクス事業におけるプラットフォーム(Pharmaco GX)の納品・検収及び同売掛金の入金があったことが寄与し、当中間会計期間期首に比べ46,183千円増加し、252,584千円となりました。

当中間会計期間のキャッシュ・フローの概況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税引前中間純利益は40,328千円となり、減価償却費16,476千円等が計上された結果、営業活動によるキャッシュ・フローは65,009千円の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

本社移転による建物附属設備等の支出、プラットフォーム(Array Point)ソフトウェアの支出等の結果、投資活動によるキャッシュ・フローは、43,164千円の減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

第1回新株引受権の行使による新株発行の結果、財務活動によるキャッシュ・フローは24,338千円の増加となりました。

事業の概況等に関する特別記載事項

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性についての事項を記載しております。また、当社として必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

1. 当社の事業内容について

(1) 当社の事業環境について

近年の遺伝子研究の進歩は、ヒトの遺伝子と病気の関係性を明らかにしつつあり、これらの研究成果が、新薬の研究開発にも影響を与えております。従来の新薬の研究開発では、主に研究者の経験則に基づき、様々な物質の中から新薬候補化合物(医薬品として製品化される可能性を持つ化合物及び物質を指す。以下、同じ。)を見つけ出す方法が主流でありました。このような方法に対し、遺伝子情報を活用して合理的かつ効率的に薬を作り出す「ゲノム創薬」が、新たな方法として登場してきました。

当社は、ゲノム創薬で先行する欧米の研究動向を加味した最新のゲノム創薬情報を活用して、新薬研究開発の効率化に貢献することを目的とする研究開発参加型企業であります。製薬会社及びその関連企業、バイオ企業及びバイオ関連市場への積極的な新規参入を目論む企業を主な顧客としております。

当社の事業領域及び内容は一般には馴染みが薄いため、ここでは、まず当社の事業環境について、次の「新薬研究開発の効率化について」及び「ゲノム創薬、遺伝子相関解析及びin silico手法について」の2項に区分して説明し、当社の事業内容については、8ページ「1. 当社の事業内容について (2) 当社の概要について」の項において説明いたします。

新薬研究開発の効率化について

製薬会社が新薬を販売するためには、長期に亘り膨大なコストをかけて新薬の研究開発を行い、厚生労働省に対して医薬品の申請を行い、製造承認を獲得しなければなりません。製造承認を獲得し、上市に至るまでの一般的な研究開発の流れを簡単に説明すると、以下の図のように、研究ステージと開発ステージに大別することができます。

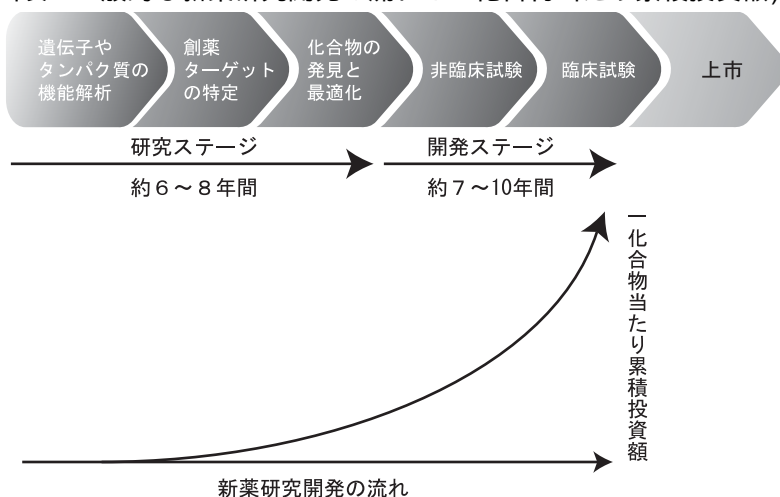
研究ステージにおいては、新薬のターゲットとなる遺伝子やタンパク質に関する機能解析、新薬候補化合物の発見や最適化等が行われます。開発ステージにおいては、研究ステージにおいて選択された新薬候補化合物の安全性(副作用発生の程度をいう。以下、同じ。)・有効性(薬効の程度をいう。以下、同じ。)について、薬事法及び関連法令に従い、非臨床試験や臨床試験等の何段階にも及ぶ様々な試験を行います。

一般に開発の段階が進むにつれて、一新薬候補化合物当たりの投資額は膨らむ傾向があります。このため、開発ステージが進行した後に新薬としての安全性・有効性等に関する問題が発見され、その結果として開発が断念された場合の損失は相対的に大きくなります。したがって、開発ステージの早い段階において安全性・有効性に関する予測を行い、医薬品として製造承認される可能性の高い新薬候補化合物に絞った開発を行うことが重要であります。

また、新薬候補化合物の特許化は、通常研究ステージにおいて行われ、その特許有効期間は約20年と限られております。そのため、新薬候補化合物の特許化から製造承認に至るまでの期間をいかに短縮するかが、その新薬の収益性を大きく左右する要因となります。

したがって、一般的に「研究開発の効率化」という場合、開発ステージの効率化が中心になります。開発断念リスクの軽減及び研究開発期間短縮化が、新薬としての競争力及び収益性を確保するための重要な要素になっております。

(図表：一般的な新薬研究開発の流れと一化合物当たり累積投資額)



プロセス名	実施の目的
遺伝子やタンパク質の機能解析	遺伝子やタンパク質がヒトの体内で果たしている役割を解析します。
創薬ターゲットの特定	薬が作用を及ぼすターゲットとして適した物質(主にタンパク質)は何かということについて総合的な評価を行い、その結果に基づいて、理想的であると思われるターゲットを特定します。
化合物の発見と最適化	前出のターゲットに作用を及ぼす薬の候補として、既存化合物リストから化合物を選び出し(または新たな化合物を合成し)、その化合物の安全性・有効性をより高める為に、化合物構造の変更を加えながら最適化します。
非臨床試験	前段階までに特定された新薬候補化合物について、薬としての性質(毒性、代謝の容易さ等)を検査するとともに、モデル動物等を用いて、ヒトに投与した場合の様々な影響を推定し、検討します。薬理試験、薬物動態試験、安全性試験、安全性薬理試験等が含まれます。
臨床試験	その化合物を複数の健常人または患者に対して繰り返し投与し、薬としてのヒトへの安全性・有効性を十分に確認します。第1相臨床試験、第2相臨床試験、第3相臨床試験の各段階を経る必要があります。

日本製薬工業協会の「DATA BOOK 2002」によれば、日本大手製薬会社の研究開発投資総額は年々増加しております。そのため当社では、研究開発を効率化する必要性が高まっていると考えております。

ゲノム創薬、遺伝子相関解析及びin silico手法について

従来の新薬開発は、主に研究者の経験則に基づき、採取した様々な物質の中から新薬候補化合物を見つけ出す方法が主流でありました。このような方法に対し、遺伝子と疾患の相関関係を分析することにより疾患関連遺伝子を特定して論理的・効率的な創薬を行ったり、既存の薬等を投与した時に現れる臨床情報の違いと遺伝子情報の違いを分析することによって新薬開発を行ったりすることを、ゲノム創薬といいます。近年のゲノム研究の結果、癌、糖尿病、高血圧症等の多くの病気に、遺伝子が関連していることが明らかになりつつあります。

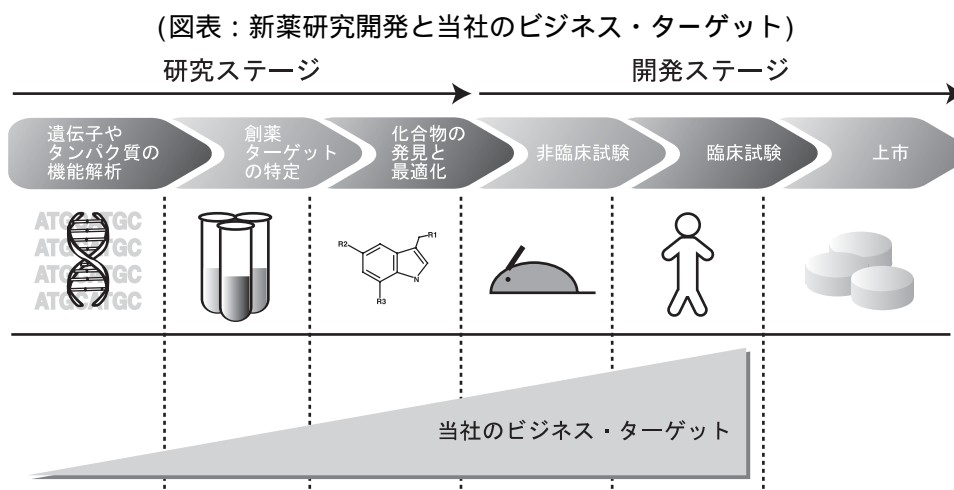
遺伝子相関解析には、遺伝子と疾患の関連性から病気の原因を検出する目的で分析する手法と、遺伝子情報と臨床情報から薬の安全性・有効性との関連性を新薬開発の目的で分析する手法があります。このうち、当社が行う手法は、後者であります。これらの手法によって、新薬研究開発の効率化、さらには遺伝子情報と無関係に広く投与されている薬に比してより安全性・有効性の高い新薬の開発が期待されております。

一方、従来、新薬研究開発における主たる研究開発活動は、in vivo(生体で)、in vitro(試験管で)等の動物実験と臨床試験が主体でありました。しかし、近年、予めコンピュータ上で化合物のスクリーニングや実験データの予測を行うことにより、研究開発の方向性を見出す手法が多種生まれており、これらはin silico(コンピュータ上で)と呼ばれております。in silico手法は、遺伝子やタンパク質の機能解析等、研究ステージを中心に日本においても開発され、普及し始めております。さらに、欧米では、開発ステージにおける試験結果を疾患モデルのシミュレーション等で予測し、効率的に新薬候補化合物の安全性・有効性を確認する手法が開発されております。

in silico手法の多くは、このように新薬研究開発の効率化を目的として開発、採用されております。さらには、遺伝子相関解析を通じたゲノム創薬を行うためには膨大かつ専門的なデータ処理が必要となるので、in silico手法が必要不可欠となります。

(2) 当社の概要について

前述のとおり、当社は新薬研究開発の効率化に貢献することを事業の目的としているため、ビジネス・ターゲットは開発ステージが中心となります。事業内容は、事業形態により「コンサルティング事業」、「インフォマティクス事業」及び「その他事業」に大別されます。



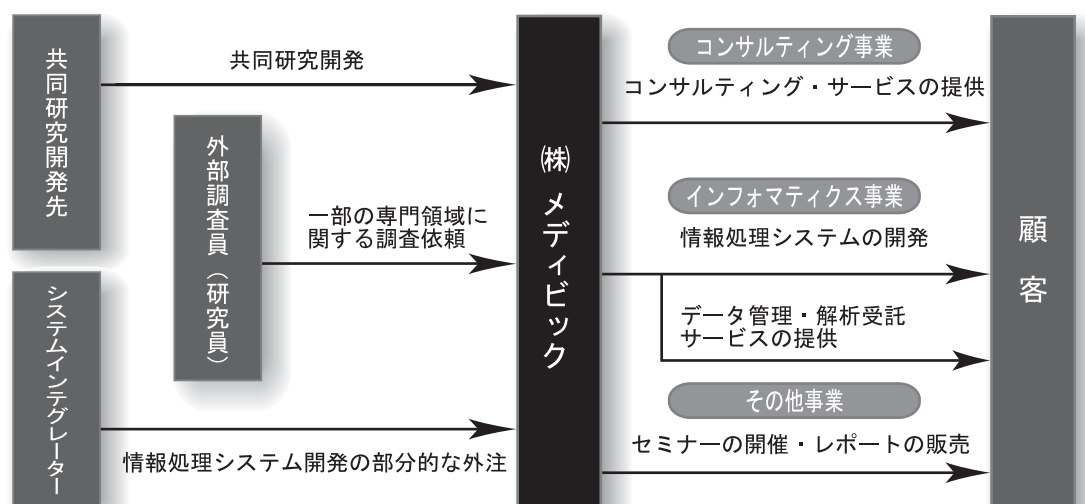
事業形態別売上の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

事業形態	第1期 自 平成12年2月17日 至 平成12年12月31日		第2期 自 平成13年1月1日 至 平成13年12月31日		第3期 自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日		第4期中間期 自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
コンサルティング事業	5,036	100.0%	30,555	77.0%	48,231	43.1%	83,075	33.8%
インフォマティクス事業					41,175	36.8%	155,550	63.2%
その他事業			9,133	23.0%	22,596	20.1%	7,448	3.0%
合計	5,036	100.0%	39,688	100.0%	112,003	100.0%	246,074	100.0%

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりません。
 2. 当社は平成12年2月17日の設立であるため、第1期(平成12年12月期)は11ヶ月決算となっております。
 3. 第2期(平成13年12月期)、第3期(平成14年12月期)及び第4期中間期(平成15年6月中間期)には証券取引法第193条の2の規定に基づき中央青山監査法人の監査を受けておりますが、第1期(平成12年12月期)については受けておりません。
 4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

事業の系統図は、次のとおりであります。



コンサルティング事業

コンサルティング事業は、新薬研究開発の効率化を目的としてソリューションを提供するものであります。提供内容により、創薬コンサルティング業務とシステム・コンサルティング業務に大別されます。

a) 創薬コンサルティング

ゲノム創薬をはじめとする先端医療に関する国内・欧米の最新研究開発技術動向の情報提供、創薬プロセス全般を対象とした新薬研究開発戦略の立案、遺伝子情報を利用した新たな臨床開発戦略の立案、新薬グローバル開発戦略の立案等、幅広いコンサルティング・サービスを提供しております。

b) システム・コンサルティング

欧米のバイオインフォマティクス技術に関する一般的な情報提供、技術評価及び技術導入支援、ある

いは新薬研究開発に関する統合情報システム構築立案等、in silico手法を推進するコンサルティング・サービスを提供しております。

インフォマティクス事業

インフォマティクス事業とは、遺伝子相関解析を行うために必要となる膨大なデータの処理・管理・解析に関するソリューションを提供するものであります。提供形態によって、情報処理システム開発業務とデータ管理・解析受託業務に大別されます。

a) 情報処理システム開発業務

遺伝子相関解析が活発化してきたのはここ数年のことです。このため、現在、各研究機関で行われている研究では、標準化されたフォーマット(医薬用語、研究データ上の表記方法等)が存在せず、研究開発活動を困難にする要因ともなっております。

そこで、当社は、これらを世界標準の分類や共通用語に変換する機能を整え、今後予想される国際標準化、それに伴うデータの共通利用、さらに遺伝子解析データの標準化を目的として、次の基盤プラットフォームを開発しております。

(図表：当社が開発した基盤プラットフォーム)

製品名	プラットフォームの機能
Genetic Point(ジェネティックポイント)	臨床研究用遺伝子相関解析システム
Pharmaco GX(ファーマコジーエックス)	医薬品試験用遺伝子相関解析システム
Array Point(アレイポイント)	DNAアレイデータ相関解析システム

当社は、今後の新薬研究開発の進歩によって、さらにシステムに組み込む必要のある解析技術が見つかるものと予測しております。このような状況に迅速に対応できるように、当社の基盤プラットフォームは一般的に公開されている解析ソフトや販売されている解析ソフトとの組み合わせが可能な構成とし、顧客ごとのニーズに合わせてカスタマイズした上で、納品しております。

b) データ管理・解析受託業務

当社の基盤プラットフォームや遺伝子相関解析技術を利用して、顧客企業内に蓄積される遺伝子情報、臨床情報、検体に関するデータ等の管理・解析受託業務を行っております。

その他事業

主に一般研究者を対象として、バイオ特許セミナー、創薬技術セミナー、バイオビジネスフォーラム等の開催、専門技術情報をまとめたレポートの出版・販売等を行っております。

2. ゲノム創薬事業に関するリスクについて

(1) ゲノム創薬の有効性について

厚生労働省が平成14年8月に発表した『「生命の世紀」を支える医薬品産業の国際競争力強化に向けて～医薬品産業ビジョンの概要～』（以下「医薬品産業ビジョン」という。）によれば、平成22年頃にはゲノム創薬の研究開発が本格化し、個人個人にあった医療(テーラーメイド医療)の実現に向かうとされております。

遺伝子情報と臨床情報の相関関係については、統計的に無視できないレベルの相関性が認められるとの研究結果が多く発表されており、また実際に薬の安全性・有効性が、個々人の持つ遺伝子情報の違いにより説明できる例が、日本においても上市されている分子標的治療薬について認められております。また、この分子標的治療薬は現在、欧米製薬会社を中心に、ゲノム創薬手法を用いて開発されております。

しかし、他の薬及び新薬候補化合物においても、薬の安全性・有効性と個々人の持つ遺伝子情報との間に、統計的に意味のある相関関係が見つけられるかどうかは不明であり、またこれらの相関関係によって、薬の安全性・有効性を評価するには、まだ多くの課題が存在しております。さらに個人間の薬の安全性・有効性の違いが、遺伝子情報以外の要素でより効果的に説明できる可能性も否定できません。

当社は、ゲノム創薬を事業の主軸としているため、テーラーメイド医療が実現され、マーケットの受け入れ態勢が整った場合には、当社の事業基盤も相応の急拡大が期待されますが、遺伝子相関解析の有効性や新薬開発における貢献度が否定された場合、または有効性が低いとの評価が強まった場合等においては、ビジネスモデルの根本的な見直しが必要となり、適切な対応に失敗した場合、当社の業績は悪影響を受ける可能性があります。

また、遺伝子相関解析が有効であるという評価が継続された場合においても、個人の遺伝子情報に基づき投与する薬が選別されるテーラーメイド医療という考え方が、欧米とは異なり日本において積極的に受け入れられない場合には、ゲノム創薬に関するマーケットが成長せず、当社の業績は悪影響を受ける可能性があります。

(2) 政策・法令等の影響等について

薬事法による規制及び薬事法の改正等について

当社は、新薬研究開発の効率化を目的として、コンサルティング事業やインフォマティクス事業等を行っておりますが、自社では独自で医薬品や医療用具等の開発、製造、あるいは販売等を行っておりませんので、厚生労働省に対する承認あるいは許可等の申請も行っておりません。そのため、現時点において、当社は薬事法及び関連法令の直接の規制対象とはなっておりません。

また、現在、医薬品の承認申請資料の審査対象は、実際に試験薬剤を動物や人に投与して行う試験のデータなので、新薬研究開発の効率化のためにin silico手法を採用しても、そこから得られるデータは、現時点において直接の審査対象とはなっておりません。

しかし、in silico手法はゲノム創薬に必要不可欠であり、ゲノム創薬及びin silico手法の認知度は、製薬業界や学会等において日々向上しております。医薬品産業ビジョンのみならず、厚生労働省の開発手法に関するガイドラインの一部にも、遺伝子情報の収集や検討の必要性が示唆されており、実際に、厚生労働省が平成13年6月に公表した「医薬品の臨床薬物動態試験について」及び「薬物相互作用の検討方法について」と題する通知においては、遺伝子多型と薬物動態や薬物相互作用等の関係の検討につ

いて言及しております。

このように、ゲノム創薬及びin silico手法を採用した新薬開発データ取扱方法の重要性が認められるにつれて、薬事法及び関連法令による規制や監視が強化され、その対処のためのコストが増加し、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。また、当社の今後の事業領域の拡大(後述「5. 当社の今後の経営方針について (1) in silico創薬事業への進出について」参照。)によっては、当社の事業自体が薬事法もしくは関連法令の規制対象となり、当社の戦略の見直し等が必要となる可能性があります。

倫理指針による規制、倫理に関連した風評について

ヒトの遺伝子情報を取扱う研究等を行う場合、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年3月文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)」に基づき実施する必要があります。しかし、当社が取り扱うデータは同指針で義務付けられた、医療機関等で選任される個人情報管理者により匿名化処理された後のデータが主体なので、同指針の直接の対象となるものではありません。

当社では倫理指針の動向に留意しつつ、同指針に準じて遺伝子情報を取り扱っておりますが、遺伝子解析研究に対する社会的及び倫理的な考え方の研究や教育の進展は、国民性の違いにより差異があります。日本においては、一般の理解が成熟しているとはいえ、そのため、研究者が研究を実施する上で、患者の理解を十分に得られる状況には至っておりません。

このような情勢下において個人情報の取り扱いに関する、事故やトラブル、情報の漏洩等、世間一般の倫理感に影響を与えるような事象が発生した場合、当社が遺伝子情報を取り扱っていることを理由として、当社の事業に関して良くない風評が発生する可能性は否定できません。

(3) 競合について

当社のインフォマティクス事業は、生産設備、実証実験を行う研究設備等を保有せずに事業を展開することができる情報サービス業でもあります。したがって、資金的な参入障壁は比較的低いものと考えられます。実際に、バイオインフォマティクス技術を利用する創薬関連市場における主な市場参加者は、大手システムインテグレーター(以下「SI企業」という。)を筆頭に決して少なくありません。

しかし、その殆どが新薬研究開発プロセスのうち、研究ステージをターゲットとしており、無数に存在する化合物から新薬候補化合物を効率良く絞り込む支援を行っております。これは、研究ステージにおいてシステムの開発者及び提供者に求められる主たる技術が本来のIT技術の領域に近いためであります。

一方、開発ステージにおいては、限定された新薬候補化合物に対して薬事法及び関連法令に従い薬の安全性・有効性を検討する各種試験が実施されるため、システムの開発者及び提供者には、IT技術のみならず薬に関する専門性が必要とされると考えております。この点、当社は、代表取締役橋本康弘が持つゲノム創薬に関する学術知識及び実務経験、当社の役職員をはじめとする新薬開発研究者とシステムコンサルタントの協調関係によって、システム開発者及び提供者に求められる条件を既に満たしていると考えております。このような研究者やシステムコンサルタントの確保・育成には相当程度の時間が必要となりますので、現時点において、日本のバイオ企業やSI企業が当社と同様の事業展開を行うことは難しいものと思われれます。

しかし、開発ステージを対象としたin silicoツールの開発を行う欧米企業、製薬会社からのスピンアウト企業等がこの事業領域に進出しない保証は無く、その状況が現実となった場合には、当社の競合、

競争環境が変化し、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 知的財産権について

平成15年7月31日現在において、当社の研究開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟及びクレームが発生した事実はありません。また、当社は事業展開に当たり弁護士事務所を通じて特許調査を実施しており、製品開発に使用する技術が他社の特許権等に抵触しているという事実を認識しておりません。

しかし、当社のような研究開発参加型企業にとって、知的財産権侵害に関する問題を完全に回避することは困難であります。第三者から知的財産権を侵害しているとの指摘が行われた場合、当社は紛争解決までに多大な時間的及び金銭的コストを負担しなければならず、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

また、仮に当社製品が第三者の知的財産権を侵害している場合、またはそのような事実を認定する公的な判断が下された場合、当社は損害賠償金を負担する可能性がある他、その製品の販売・ライセンスを中止せざるを得なくなる、または販売・ライセンス継続のためにライセンス契約を締結してロイヤリティーを支払わざるを得なくなる可能性があります。これらの事態が生じた場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(5) インフォマティクス事業に係る技術開発について

従来の新薬研究開発において利用されるデータは、化合物構造情報、新薬候補化合物投与によるタンパク質の反応等のデータが中心でありましたが、近年のゲノム創薬研究の進展に伴い、これらのデータに加えて、遺伝子配列情報、遺伝子発現とタンパク質発現の関係、タンパク質と新薬候補化合物の結合に関する情報等、取り扱うデータの量が格段に増加しました。しかし、これらの多様かつ莫大なデータの中から、新薬の開発に重要な因子を見出す標準的な解析技術は、未だに確立されておりません。さらに今後数年間で、先端医療分野の急速な技術進歩により、現在以上に大量の遺伝子解析対象データが生み出される可能性が高いものと考えられます。

当社では、遺伝子研究の進展に伴い急増するデータの解析や、遺伝子解析データの標準化を考慮に入れて、基盤プラットフォームを開発しておりますが、システムの容量やデータ解析技術の点で、まだまだ改良の余地があります。そのため、高度なIT技術を持つ提携先や大学等の研究機関との共同研究、欧米のバイオインフォマティクス専門家や各種研究者の採用によって解析技術の改良を行い、既存製品のバージョンアップ、新規製品の研究開発推進及び解析技術の向上を目指す方針であります。

しかし、これらの方針が予定通り実現する保証は無く、遺伝子相関解析技術の改良や製品開発等が遅れた場合には、多様かつ莫大なデータの処理及び解析を行うインフォマティクス事業に影響を及ぼし、当社の事業展開にとって大きな支障となり、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。また、開発等に成功した場合であっても、当社が想定している範囲内にコストが納まる保証は無く、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

3. 業績及び財政状態の推移について

当社は、平成12年2月に設立された社歴の短い会社であります。したがって、期間業績比較を行うための十分な財務数値が得られない上、未だ事業基盤は安定しておらず、また事業規模が小規模であることから、新規顧客の開拓状況及び新規プロジェクトの進捗状況が、業績に大きく影響する傾向があります。そのため、過年度の業績だけでは今後の当社業績を予測する材料として不十分な面があります。

(1) 業績の推移について

当社は、設立以来第3期(平成14年12月期)まで連続して損失を計上しておりますが、第4期中間期(平成15年6月中間期)において、経常利益段階で初めて黒字を計上しました。これは、3月にPharmaco GXを基盤とするシステム開発の検収が完了し、インフォマティクス事業売上が急増したことが寄与しております。

しかし、当社の経営基盤は未だ安定しているとはいえず、黒字体質が確立したとはいえません。今後の事業計画も不確実な要素が多く、当社の見込どおりに進展し、第4期(平成15年12月期)及び将来において当期純利益を計上できる保証は無く、またこのことから、第3期(平成14年12月期)末において当社が抱える欠損金(205,998千円)を将来において解消できる保証もありません。

なお、当社の設立以来の主要な経営指標等の推移は、次に示すとおりであります。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期中間期
決算年月	平成12年12月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年6月中間期
売上高 (千円)	5,036	39,688	112,003	246,074
経常損失 (千円)	15,486	102,099	84,430	
経常利益 (千円)				40,328
当期純損失 (千円)	15,636	102,365	87,996	
中間純利益 (千円)				40,038
純資産額 (千円)	3,963	383,249	295,253	359,938
総資産額 (千円)	16,973	414,500	355,363	389,853

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりません。
2. 当社は平成12年2月17日の設立であるため、第1期(平成12年12月期)は11ヶ月決算となっております。
3. 第2期(平成13年12月期)、第3期(平成14年12月期)及び第4期中間期(平成15年6月中間期)については証券取引法第193条の2の規定に基づき中央青山監査法人の監査を受けておりますが、第1期(平成12年12月期)については受けておりません。
4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売先の変動について

当社は、設立以来、特定の取引先に依存しない営業戦略を採用し、積極的な取引先開拓を行ってきました。そのため、各期の販売先上位企業は変動しており、かつ、大部分の案件について、複数年契約を締結しておりません。今後、当社は、コンサルティング事業の一部についてロイヤリティー方式の案件を獲得する等の方策によって、安定取引の増加に努める所存ではありますが、当面の間新たな取引先の開拓状況及び既存取引先を含めた個別案件の有無や取引金額の多寡等により、当社の業績は大きく変動す

る可能性があります。

(3) 売上計上時期の影響について

当社は、インフォマティクス事業における情報処理システム開発業務及びコンサルティング業務の一部について、成果物の納品や顧客の検収をもって売上計上しております。そのため、納品または検収の遅れ等により売上計上時期が遅れ、期間業績に影響を与える可能性があります。また、納品または検収が一時期に偏った場合、一時的に業績が上がることから、業績動向の予測が困難になる可能性があります。

現状では、当社の事業規模が小規模であることを主因として、一件の大型案件に関する納品または検収時期が期間業績に与える影響が大きくなる傾向にありますが、当社は、受注件数を増加させる他、フェーズ毎の分割受注等によって、リスクの分散を図る方針であります。しかし、今後、取引件数が増加した場合においても、事業基盤の拡大に合わせて一案件当たりの受注金額も大きくなる可能性もあり、当社の業績は大きく変動する可能性があります。

4. 当社の事業推進体制について

(1) 当社社長への依存について

当社の事業の推進者は、代表取締役である橋本康弘であります。同氏は当社を設立した人物であり、当社の経営方針及び経営戦略全般の決定、当社設立以前に培ってきたゲノム創薬研究者としての学術知識、国内外の製薬会社やゲノム研究者との人脈と知名度に基づいて発揮される営業力等、当社における同氏の役割は大きく、当社の同氏に対する依存度は高いと認識しております。

現在、事業規模の拡大に伴い、当社は経営組織内の権限委譲や人員拡充を推進し、経営組織の強化を推進する一方、事業分野の拡大に応じて諸分野の専門家、経験者を確保しつつ、さらなる組織力の向上に努めております。今後は、同氏に過度に依存しない経営体制を築くべく、特に人員の面で強化を図るため、国内外から優秀な人材を確保し、多方面での専門性を確立し、情報の共有化及び作業方法の手順化により、各担当者の質的レベルの向上に注力していく方針であります。

しかし、当社の計画どおりに体制構築及び人材強化が達成される前に、同氏が何らかの理由で当社の経営に携わることが困難となった場合、当社の事業戦略及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、今回、同氏は850株の売出しを行います。同氏による当社の経営への関与の度合いが変化するものではありません。

(2) 小規模組織であることについて

当社は、新薬研究開発経験者及びバイオインフォマティクス技術者等について、創薬に関する実績、ノウハウを有する人材を中心に採用しております。当社は、少数精鋭を基本方針としておりますので、必要に応じて、他社との協業関係の構築、共同研究開発の実施、外注先の活用及び専門知識を持つ人材の顧問や外部調査員としての活用を行っていく方針であります。このような外部企業や人員とのやりとりを通じて社内に蓄積されるノウハウのデータベース化を推進しており、その付加価値は高いものと認識しておりますが、このデータベースを活用している現在の人員の流出に伴いそれらのノウハウの流出が生じた場合、当社の事業戦略及び業績に悪影響を与える可能性があります。

社内組織について

平成15年7月31日現在、当社は、取締役6名、監査役3名、従業員14名と未だ小規模組織であり、内部管理体制もこのような組織の規模に応じた体制となっております。今後当社の事業が拡大した場合、現状のままでは人的、組織的に十分な対応が取れず、案件獲得等に当たって機会損失につながる可能性があります。

現在、当社は、事業基盤の充実を勘案し、内部管理体制のさらなる強化のための人員確保を進める必要があると判断しておりますが、人材確保が予定どおりに進む保証はありません。また、内部管理体制のさらなる強化が案件獲得のペースを超え、人員の増加が先行する場合には、固定的な費用が増加し、当社の業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

研究開発体制について

当社は、技術革新の進歩が早いゲノム創薬をはじめとした先端医療関連技術の動向を事業に反映させ、顧客ニーズに応じた専門性の高いサービスを提供することが事業の要であるとの認識を持って、研究開発活動を行っております。

具体的な活動は事業推進部を中心に研究者とシステムコンサルタントの協調関係に基づき、随時進められております。さらに当社では、顧客の多様なニーズに対応するには、自社単独の研究開発活動のみならず、自社には無い専門性や設備を有する企業との共同研究によって、双方のノウハウや技術を最大限に活かしつつ、研究開発コスト負担に関するリスクを分散することが有効であるとの方針に基づき、複数の共同研究開発契約を締結しております。

しかしこれら共同研究開発の成果が期待する水準に至る保証は無く、さらにコスト負担が想定以上に大きい場合等、当社の事業計画に悪影響を与える可能性があります。また共同研究先の経営方針は、原則として当社のコントロール下に置くことができない事項であり、共同研究先が当社との共同研究開発プロジェクトを急に中止するような事態が生じた場合には、当社の事業戦略及び業績に悪影響を与える可能性があります。

外注方針について

当社の情報処理システム開発は、ゲノム創薬や実際の新薬開発に関するノウハウ等を有していないと対応が困難なシステム要件定義、設計等の工程と、IT技術者としての高度な能力が問われる工程に区分が可能のため、前者については当社自らが携わり、後者については外注することにより、人件費等の固定費負担にかかるリスクを分散しております。

このため、製造原価に占める外注加工費の割合及び高度な能力を有する外注先への依存度は、相応に高くなる傾向があります。また、外注先の経営方針は、原則として当社のコントロール下に置くことができない事項であり、現時点で当社が外注先と築いている良好な取引関係が、急に撤廃されるような事態が生じた場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(3) 人材の獲得について

当社は、今後、ゲノム創薬分野の急速な技術進歩と需要の拡大に合わせて、さらに専門性の高い研究者、医療あるいは新薬研究開発の経験者等を確保していく必要があります。また、in silico手法の技術革新にあわせて、バイオインフォマティクス技術を有するシステムコンサルタントを確保し、医療、製

薬、生物学等に関する専門家との共同開発が可能となる協調関係を確立し、推進していく必要があります。

しかし、これらの専門家に関する新規採用計画が達成されず、または各専門家間の協調関係が速やかに進展しない場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、人材の獲得が順調に進展した場合にも、新規採用に関するコストがかさみ、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. 当社の今後の経営方針について

(1) in silico創薬事業への進出について

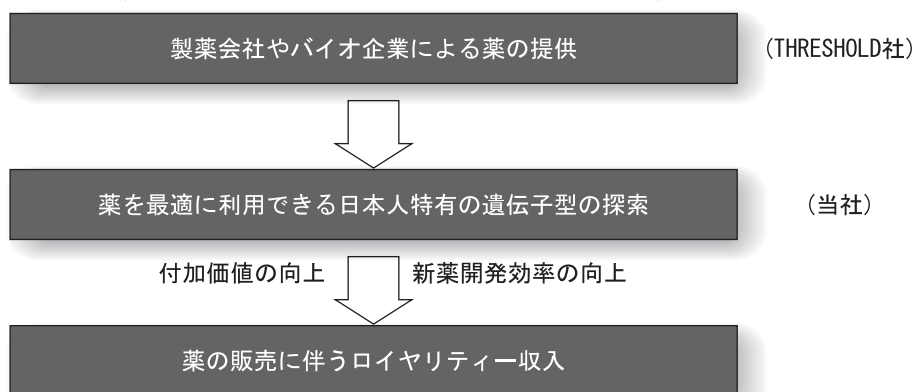
当社は、「ライフサイエンスにおけるトータル・ソリューションの提供を通して、新薬開発及び医療の発展を促進し、人々の健康に貢献する」という経営理念を掲げ、コンサルティング事業やインフォマティクス事業を通じてソリューションを提供してきました。これらの事業では、当社が受け取る対価は予め決められた労働量やシステム開発に対するものであるため、金額が確定的で、当社にとって、採算面の見極めに関するリスクが比較的低いものでもありました。

今後、当社は、これらの事業で蓄積されつつある欧米の最新ゲノム創薬情報、遺伝子相関解析技術及びin silico技術を用いて、in silico創薬事業に進出し、当社自ら新薬の共同開発を行う方針であります。これは、薬の安全性・有効性に関する個人差と遺伝子型の関係を、当社が明らかにすることにより、ゲノム創薬に基づく共同開発を行うものであります。共同開発の対象として、安全性・有効性に個人差があるために上市に至らなかった新薬候補化合物、さらには特定の遺伝子型のヒトにとってのみ安全性・有効性を示す薬や新薬候補化合物等を想定しております。

これらの共同開発に当たり、当社は先行費用を負担しますが、臨床試験等に関する研究設備や新薬の販売インフラ等を有する計画は無く、これらを有する共同開発先(以下「創薬パートナー」という。)の確保を前提としております。共同開発が成功し医薬品として上市された場合には、販売実績に応じてロイヤリティーを受け取る契約形態を想定しておりますので、当社が受け取るロイヤリティーは相当に大きくなり、かつ、in silico創薬事業以外の事業業績にも良好な影響を与えると考えております。

具体的には、in silico創薬事業に関する第1号プロジェクトの準備として、平成15年6月に米国のバイオ企業であるTHRESHOLD Pharmaceuticals, Inc. (以下「THRESHOLD社」という。)との間で、新薬共同開発及び共同開発目的達成時の報酬分配に関する覚書を締結しました。これは、THRESHOLD社が臨床開発中の新薬候補化合物を日本国内で最適利用するため、安全性・有効性に関する日本人特有の遺伝子型等を当社が特定することにより、日本人向けの薬を共同開発することを目的としたものであります。この薬が目的どおりに日本において上市された場合には、日本における販売高に応じた報酬をTHRESHOLD社と分配することになります。ただし、現時点において、この覚書の対象となる共同開発契約は締結されておらず、実施方法や報酬の分配比率に関する詳細は確定しておりません。

(図表：THRESHOLD 社との共同開発モデル)



当社では、今後も積極的に同様の新規プロジェクトの立ち上げを行う方針であります。対象となる新薬候補化合物等が、数多く効率的に発見される保証は無く、またその新薬等を発見できたとしても、開発者との契約関係が適切に結ばれる保証もありません。必要かつ有望な共同開発先が見つからない場合には、今後の当社の事業戦略に重大な影響を与える可能性があります。

また、現在の日本において、ゲノム創薬に基づく新薬の開発事例及び承認事例は限定的であり、かつ、ベンチャー企業がin silico手法によって新薬の共同開発を成功させた事例はありません。共同開発した新薬候補化合物等が想定どおり医薬品として承認されるかどうかは不明であり、上市されない可能性、先行費用が回収できない可能性、あるいは上市されても十分な販売実績があげられない可能性もあります。そのため、当社の業績の変動幅は相対的に大きくなり、採算性の見極めは困難になる可能性があります。

当社は、in silico創薬事業に進出するに当たり、事業基盤の充実等を勘案しつつ、慎重に対応する方針であります。共同開発した新薬について、賠償すべき何らかの問題が発生した場合には、その損害賠償金の負担が当社の業績に悪影響を与える可能性があります。また、この場合、損害賠償金額の多寡に関わらず、当社に対する評判が低下し、当社の事業活動に支障が生じる可能性があります。

(2) 技術力の強化に関する方針について

当社は、今後ともゲノム創薬をはじめとした先端医療等の情報収集の強化を図るとともに、情報処理システム開発技術、遺伝子相関解析技術の強化を図っていく方針であります。これらの技術力を強化し、さらには当社のコンサルティング事業及びインフォマティクス事業における顧客の増加につながることを期待して、特定の技術を有する企業に対して出資を行う可能性があります。これは、産学連携の気運の高まり、特に大学教授等の研究者が自らの研究成果を事業化する動きが急速に強まっていることを背景としております。また、同様の目的をもって、技術に関する権利の譲受、有望な技術を有する企業の買収、または技術特許に関する使用許諾の獲得等の可能性があります。

このような出資等を実行するに当たり、当社は、人脈を通じて集まるゲノム創薬をはじめとした先端医療に関する最新情報、当社の役職員の有する知識及びノウハウをベースに、それらの対象となる技術等と製薬業界におけるニーズを比較しながら、慎重に判断する方針であります。しかし、当社の見込みや目論見が実現するかどうかについては、出資等の実行時点において確証は無く、負担するコストを回収できない可能性があります。

また、以上に限らず、創薬パートナーの開拓や外注先の拡充等を目的とした出資を行う可能性があります。

ます。当社は、出資等の実行に当たり、当社の経営理念や技術力の拡充効果を勘案して慎重に判断する方針であります。しかし、出資先企業の経営方針については、原則として当社のコントロール下に置くことができない事項であり、出資先企業の事業の失敗に伴う損失の危険性を今後有する可能性があります。

(3) 国内外の活動拠点の設置について

現在、当社は、活動拠点として東京都千代田区に本社を、兵庫県神戸市中央区に関西支社を、それぞれ設けております。

関西地区には先端医療技術に関する研究を行う大学、研究機関等が多く、特に神戸市は、神戸医療産業都市構想を掲げて先端医療技術研究に関する振興をいち早く推進する等、当社の活動拠点としてふさわしい場所であると考えており、現時点において、他に国内の活動拠点を設置する予定はありません。

また、当社ではこれまで、欧米企業との業務提携、欧米在住の顧問の採用及び欧米のゲノム創薬研究者やバイオインフォマティクス技術者との交流や情報交換会を通じて、最新情報を収集しておりました。これをさらに強化するため、第5期(平成16年12月期)中に、米国子会社の設立を予定しております。

しかし、米国子会社の設立が予定の時期に実現しない場合、情報収集力の強化が遅れ、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点において為替差損益が業績に与える影響はほとんどありませんが、今後は米国等における活動強化をはじめとして、海外企業との取引がさらに活発化することが予想されるので、外貨建ての債権債務が急増する事態も想定されます。そのため、為替変動により当社の業績は悪影響を受ける可能性もあります。

(4) 資金使途について

当社は、今回計画している公募増資で得た資金を、ソフトウェア開発投資等研究開発投資、米国子会社設立のための出資及び外注費支払等の運転資金に充当する計画であります。ただし、具体的な資金需要が発生するまでは、安全性の高い金融商品で運用する予定であります。

これらは当社がゲノム創薬を主軸とした事業戦略を機動的に実行するために必要不可欠な資金であり、現時点では、適切な施策であると考えております。しかし、これらの施策が成功を収める保証は無く、また成功を収めたとしても、投資に見合う業績を達成できる保証はありません。

(5) 配当政策について

当社は、平成12年2月の設立以来、配当を実施した実績はありません。設立以来、第3期(平成14年12月期)まで連続して損失を計上しており、第3期(平成14年12月期)末における欠損金の額は205,998千円となっております。

当社は、確固たる競争力を早期に築くことが重要な経営課題の1つであるとして認識しており、当面は、製品開発や人材確保を重視するとともに、海外における研究開発基盤の確立、事業提携等の積極的な事業展開を推進するため、内部留保に重点を置く方針であります。しかし、株主への利益還元についても重要な経営課題であると認識しており、利益計上の恒常化によって欠損金解消を早期に図り、業績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を実施する方針であります。

6. 関連当事者との取引について

第2期(平成13年12月期)において、当社と当社の関連当事者である株式会社ピーゼットベンチャーズとの間で、次の取引を行っております。これは、平成13年3月31日付及び平成13年6月12日付で行った有償第三者割当増資にかかるアレンジメント・フィーであります。

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	株式会社ピーゼットベンチャーズ	東京都千代田区	100,000	有価証券投資及びコンサルティング	(被所有) 間接10.6%			第三者割当増資のアレンジメント	39,300		

- (注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記会社へのアレンジメント・フィーの支払についてはマネジメント指導料も含んでおります。
 3. 株式会社ピーゼットベンチャーズは、平成15年4月4日付でプリヴェンチャーリッチ企業再生株式会社に商号変更しております。

7. その他、株式需給に関する事項について

(1) インセンティブの付与について

当社は、平成13年11月21日開催の臨時株主総会において発行の承認を受け、北海道ベンチャーキャピタル株式会社を総額引受人として、平成13年11月26日に第2回新株引受権付無担保社債を発行しております。当該新株引受権付社債から分離された新株引受権証券は、平成13年12月25日付けで当社が全て買い戻し、130ワラント全てを当社役員及び当社従業員に譲渡し、譲渡代金相当額を当社より支給しました。

また、平成14年8月21日開催の臨時株主総会決議に基づく平成14年8月27日、平成14年11月5日、平成14年12月26日、及び平成15年4月15日開催の取締役会決議により、新株予約権を1,792個発行しました。

以上の制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)及び商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づく新株予約権を割り当てているものであります。平成15年7月31日現在における当社の発行済株式総数は28,572株(本公募増資分を除く)であります。これに対して、当該新株引受権及び新株予約権に係る新株発行予定株数の合計は5,655株(行使できない新株予約権を除く)であります。

なお、当該新株引受権及び新株予約権が行使された場合は当社の株式価値は希薄化することとなり、また当社株式上場後の株価次第では需給バランスに変動が発生し、適正な株価形成に影響を及ぼす可能性もあります。

また当社は、今後も優秀な人材の確保のため、ストックオプション等のインセンティブプランを実施することも検討しており、更なる株式価値の希薄化を生じさせる可能性があります。

(2) ベンチャーキャピタル等による株式所有について

平成15年7月31日現在における当社発行済株式総数は28,572株であり、うちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下「VC等」という。)が所有している株式数は10,518株であり、その所有割合は36.8%であります。

一般的に、VC等による当社株式の所有目的は、株式公開後に当社株式を売却してキャピタルゲインを得ることであることから、VC等は当社の株式公開後において所有する株式の全部または一部を売却する

ことが想定されます。なお、当該株式売却により、短期的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

(3) ロックアップについて

本募集直後に相当な数の当社株式が売却された場合には、その市場価格が低下し、当社の新規発行による資金調達の成否が問われ、場合によっては当社株式の投資家から悪い評価が下され、結果として当社の企業価値の評価が低下する惧れがあります。したがって、このような事態を最小限にとどめるために、大株主2名は主幹事会社であるSMBCフレンド証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、当社株式の株式会社東京証券取引所マザーズ上場日から6ヶ月間は、当社株式を売却しない旨を約束しております。当該大株主2名とは、橋本康弘及び株式会社アルテミスであり、ロックアップの対象となる株式数は10,881株であります。

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

科 目	当中間会計期間末		前事業年度の要約貸借対照表	
	平成15年6月30日現在		平成14年12月31日現在	
	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
1 現金及び預金	252,584		206,400	
2 売掛金	37,550		35,048	
3 仕掛品	298		1,766	
4 前払費用	1,233		1,060	
5 その他	1,114		2,828	
流動資産合計	292,780	75.1	247,104	69.5
固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物	17,065		16,225	
減価償却累計額	2,426	14,639	706	15,519
(2) 工具器具及び備品	22,958		20,351	
減価償却累計額	7,729	15,228	4,683	15,667
有形固定資産合計	29,867	7.6	31,187	8.8
2 無形固定資産				
(1) 電話加入権	144		144	
(2) ソフトウェア	53,157		64,754	
無形固定資産合計	53,301	13.7	64,898	18.3
3 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券	1,000		-	
(2) 長期前払費用	181		51	
(3) 差入敷金・保証金	12,721		12,121	
投資その他の資産合計	13,903	3.6	12,173	3.4
固定資産合計	97,072	24.9	108,259	30.5
資産合計	389,853	100.0	355,363	100.0

(単位:千円)

科目	当中間会計期間末		前事業年度の要約貸借対照表	
	平成15年6月30日現在		平成14年12月31日現在	
	金額	構成比	金額	構成比
(負債の部)		%		%
流動負債				
1 未払金			37,727	
2 未払費用	13,167		12,549	
3 未払法人税等	290		507	
4 未払消費税等 1	6,775		-	
5 前受金	7,788		5,628	
6 預り金	1,430		2,955	
7 新株引受権	462		741	
流動負債合計	29,914	7.7	60,110	16.9
負債合計	29,914	7.7	60,110	16.9
(資本の部)				
資本金	316,571	81.2	304,387	85.7
資本剰余金				
1 資本準備金	209,326		196,863	
資本剰余金合計	209,326	53.7	196,863	55.4
利益剰余金				
1 中間(当期)未処理損失	165,959		205,998	
利益剰余金合計	165,959	42.6	205,998	58.0
資本合計	359,938	92.3	295,253	83.1
負債及び資本合計	389,853	100.0	355,363	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	当中間会計期間		前事業年度の要約損益計算書			
	自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日		自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日			
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
売上高						
(1)コンサルティング 事業収入	83,075		48,231			
(2)インフォテックス事業収入	155,550		41,175			
(3)その他事業収入	7,448	246,074	22,596	112,003	100.0	100.0
売上原価						
(1)コンサルティング 事業売上原価	31,890		12,022			
(2)インフォテックス事業売上原価	46,885		15,467			
(3)その他事業売上原価	11,347	90,123	21,863	49,353	44.1	44.1
売上総利益		155,950	63.4		62,650	55.9
販売費及び一般管理費		118,104	48.0		156,846	140.0
営業利益又は損失()		37,845	15.4		94,195	84.1
営業外収益 1		4,611	1.9		9,863	
営業外費用 2		2,129	0.9		98	
経常利益又は損失()		40,328	16.4		84,430	75.4
特別損失					3,057	
税引前中間純利益又は当期純損失()		40,328	16.4		87,488	78.1
法人税、住民税及び事業税		290	0.1		507	0.5
中間純利益又は当期純損失()		40,038	16.3		87,996	78.6
前期繰越損失		205,998			118,002	
中間(当期)未処理損失		165,959			205,998	

(3) 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	当中間会計期間	前事業年度の要約キャッシュ フロー計算書
	自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日	自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は当期純損失()	40,328	87,488
減価償却費	16,476	12,588
新株発行費	29	-
受取利息及び受取配当金	2	53
賞与引当金の増減額	-	423
売上債権の増減(は増加)	2,502	35,048
たな卸資産の増減(は増加)	1,467	966
未払消費税等の増減(は減少)	6,775	-
前受金の増減(は減少)	2,160	9,603
その他資産負債の増減	781	1,671
小計	65,514	119,323
利息及び配当金の受取額	2	53
法人税等の支払額	507	265
営業活動によるキャッシュ・フロー	65,009	119,536
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	24,250	11,756
無形固定資産の取得による支出	16,913	55,463
関係会社株式の売却による収入	-	5,000
投資有価証券の取得による支出	1,000	-
敷金等の支出	1,000	12,121
投資活動によるキャッシュ・フロー	43,164	74,342
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	24,338	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,338	-
現金及び現金同等物の増減額	46,183	193,878
現金及び現金同等物の期首残高	206,400	400,279
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	252,584	206,400

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日	前事業年度 自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日
1 資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2)たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法	(1) 有価証券 _____ (2) たな卸資産 仕掛品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。 建 物 10～15年 工具器具及び備品 4～10年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能年数(5年)に基づいております。 ただし、販売用ソフトウェア(基幹システムとなるプラットフォーム)については販売見込期間(3年)に基づいております。 (3)長期前払費用 定額法	(1) 有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左 (3)長期前払費用 同左
3 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時の費用として処理しております。	_____
4 外貨建資産負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	_____
5 リース取引の処理方法	_____	リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

項目	当中間会計期間	前事業年度
	自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日	自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日
6 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資となっております。	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資となっております。
7 その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

追加情報

当中間会計期間	前事業年度
自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日	自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日
_____	（貸借対照表） 1．財務諸表等規則の改正により、当期より「資本準備金」は、「資本剰余金」として表示しております。 2．財務諸表等規則の改正により、当期より「当期末処理損失」は「利益剰余金」の内訳科目として表示しております。
_____	（賞与引当金） 前期まで賞与引当金を計上してはいたしましたが、前期末に年俸規程を整備したことに伴い、当期より賞与引当金は計上していません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 平成15年 6月30日現在	前事業年度末 平成14年12月31日現在
1. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、 未払消費税等として表示しております。	—————

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日	前事業年度 自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日
1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2 千円 受取助成金等 4,580	1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 53 千円 受取助成金等 9,739
2. 営業外費用のうち主要なもの 新株発行費 2,129 千円	2. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 98 千円
3. 減価償却実施額 有形固定資産 4,765 千円 無形固定資産 11,711	3. 減価償却実施額 有形固定資産 4,995 千円 無形固定資産 7,593

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日	前事業年度 自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係
(千円)	(千円)
現金及び預金勘定 252,584	現金及び預金勘定 206,400
現金及び現金同等物 <u>252,584</u>	現金及び現金同等物 <u>206,400</u>

(リース取引関係)

当中間会計期間 自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日	前事業年度 自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約一件当りの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成15年6月30日現在)

時価のない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,000

前事業年度(平成14年12月31日現在)

当期において有価証券を全て売却したため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成15年6月30日現在)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度末(平成14年12月31日現在)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日	前事業年度 自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日
1株当たり純資産額	12,597円 60銭	36,622円81銭
1株当たり中間純利益又は 当期純損失()	1,560円 8銭	10,914円92銭
	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株引受権残高及び新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ、店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p> <p>(追加情報) 当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、この変更による影響はありません。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権残高及び新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ、店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>

(注) 1. 1株当たり中間純利益(当期純損失)の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間末 自 平成 15年 1月 1日 至 平成 15年 6月 30日	前事業年度 自 平成 14年 1月 1日 至 平成 14年 12月 31日
1株当たり中間純利益		
中間純利益(千円)	40,038	-
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	40,038	-
期中平均株式数(株)	25,664	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>第2回新株引受権(普通株式) 390個</p> <p>平成14年8月21日臨時株主総会決議に基づく平成14年8月27日取締役会決議による新株予約権(普通株式) 3,378個</p> <p>平成14年8月21日臨時株主総会決議に基づく平成14年11月5日取締役会決議による新株予約権(普通株式) 213個</p> <p>平成14年8月21日臨時株主総会決議に基づく平成14年12月26日取締役会決議による新株予約権(普通株式) 699個</p> <p>平成14年8月21日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月15日取締役会決議による新株予約権(普通株式) 975個</p>	-

2. 当中間会計期間の1株当たり中間純利益は、株式分割が当期首に行われたものとして算出しております。

なお、当該株式分割が前事業年度期首に行われたものと仮定した場合における前事業年度の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

	前事業年度 自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日
1株当たり純資産額	12,207円 60銭
1株当たり当期純損失	3,638円 30銭

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)

1. 新株引受権の行使

当事業年度終了後、平成15年5月1日付で第1回新株引受権の行使が行なわれました。概要は次のとおりであります。

行使価額、資本金増加額及び資本準備金の増加額

	増加額	行使後の残高
行使価額	24,367千円	-
資本金	12,184千円	316,571千円
資本準備金	12,462千円	209,326千円

増加した株式の種類及び数

普通株式 1,462株

新株の配当起算日

平成15年 1月 1日

2. 株式分割

平成15年4月22日開催の取締役会の決議に基づき、以下のように株式分割を実施しております。

(1) 平成15年6月2日をもって普通株式1株を3株に分割する。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式 19,048株

(3) 分割方法

平成15年5月15日の最終株主名簿に記載された株主の所有株式数に基づき分割する。

(4) 配当起算日

平成15年1月1日

なお、当該株式分割が前事業年度期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当事業年度期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。

	第2期 自 平成13年 1月 1日 至 平成13年12月31日	第3期 自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日
1株当たり純資産額	15,845円 91銭	12,207円 60銭
1株当たり当期純損失	5,285円 67銭	3,638円 30銭

新株引受権及び新株予約権行使価格の調整

上記株式分割にともない、当社新株引受権及び新株予約権の行使価格を平成15年6月2日以降、次のとおり調整いたしました。

	行使価格	
	調整前	調整後
第2回新株引受権	250,000円 00銭	83,333円 30銭
平成14年8月21日臨時株主総会決議に基づく 平成14年8月27日取締役会決議による新株予約権	250,000円 00銭	83,334円 00銭
平成14年8月21日臨時株主総会決議に基づく 平成14年11月5日取締役会決議による新株予約権	250,000円 00銭	83,334円 00銭
平成14年8月21日臨時株主総会決議に基づく 平成14年12月26日取締役会決議による新株予約権	250,000円 00銭	83,334円 00銭

(2) その他

該当事項はありません。

生産、受注及び販売の状況

(1) 生産実績

当中間会計期間における事業の形態別生産実績は、次のとおりであります。

事業の形態	金額(千円)
コンサルティング事業	31,890
インフォマティクス事業	62,151
その他事業	10,765
合計	104,807

- 注 1 生産高金額は、当中間会計期間の総製造費用によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における事業の形態別受注実績は、次のとおりであります。

事業の形態	受注高(千円)	受注残高(千円)
コンサルティング事業	152,172	86,242
インフォマティクス事業	92,300	82,624
その他事業	3,048	1,000
合計	247,522	169,867

- 注 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における事業の形態別販売実績は、次のとおりであります。

事業の形態	金額(千円)
コンサルティング事業	83,075
インフォマティクス事業	155,550
その他事業	7,448
合計	246,074

- 注 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	販売高(千円)	割合(%)
東洋紡績(株)	96,000	39.0
(株)神鋼メックス	50,000	20.3
新日鉄ソリューションズ(株)	30,200	12.3
第一製薬(株)	25,750	10.5

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。